

8.16 觸れ合い活動の場

8.16.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、人と自然との触れ合い活動の場の状況等とした。

(2) 調査期間

調査期間は、表 8.16-1に示すとおりである。

季節による利用状況の変化を把握できるように四季に実施した。

表 8.16-1 觸れ合い活動の場の調査期間

調査項目	調査期間
触れ合い活動の場	冬季：平成31年 2月 17日 春季：令和元年 5月 11日 夏季：令和元年 8月 3日 秋季：令和元年10月 22日

(3) 調査地点

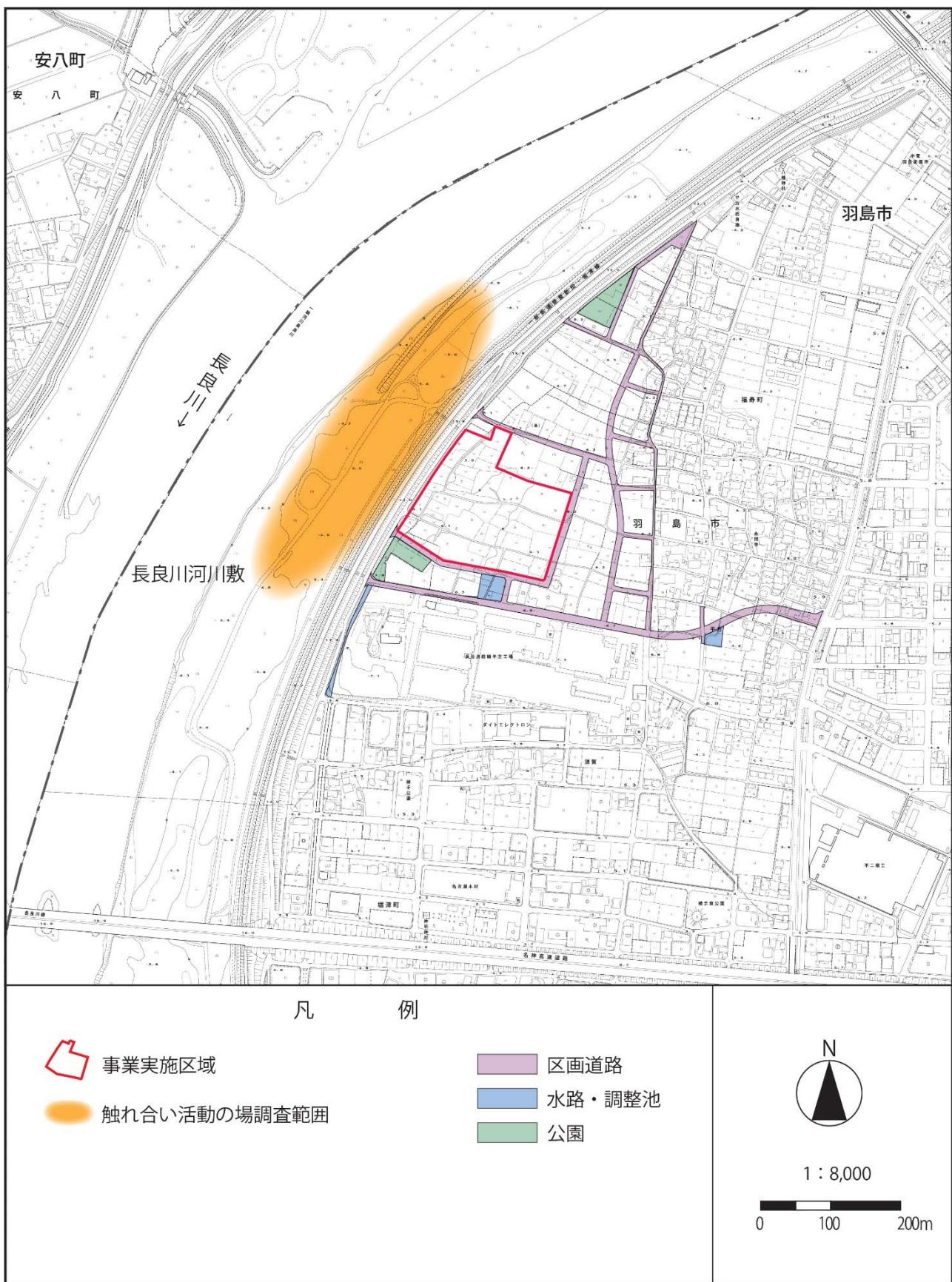
調査地点は図 8.16-1 に示す事業実施区域周辺の長良川河川敷とした。

(4) 調査方法

調査地点から写真撮影等の現地調査による情報の収集並びに当該資料の整理及び解析により行った。

(5) 調査結果

現地調査結果は、表 8.16-2に示すとおりである。



この地図は、「羽島市都市計画基本図」(羽島市)、「羽島市平方第二土地区画整理組合事業計画書」を基に作成した。

図 8.16-1 觸れ合い活動の場の調査地点

表 8.16-2 現地調査結果(長良川河川敷)

調査地点	長良川河川敷
駐車場等	特になし
主なアクセス方法	JR 岐阜羽島駅より徒歩約 20 分 名神高速道路岐阜羽島 IC より車で約 10 分
活動の状況	散歩、ランニング、サイクリングでの利用者が多く確認された。また、河川敷にラジコン飛行場が整備されており、天候が良い日にはラジコン利用者に頻繁に利用されていた。なお、季節による利用状況の変化はほとんどなかった。
活動を支える場の状況	長良川河川敷からは、遠景の養老山や長良川の水面等の自然景観を眺めることができるとともに、河川敷内の動植物と触れ合うことができる。また、河川敷には緊急用河川敷道路が整備されており、散策路として利用ができる。
活動の価値及び認識項目	地域住民にとって散策・休憩など日常的な活動を行っている親近性をもつ場所であるとともに、ランニング、サイクリング、ラジコン等、レクリエーションの場としての利用がなされている。
	
<p>散歩、ランニング、サイクリングに 利用される緊急用河川敷道路</p>	
	
<p>ラジコン飛行場での利用状況</p>	
	
<p>長良川越しの養老山の状況</p>	

8.16.2 予測

(1) 予測項目

改変後の土地及び工作物の存在による人と自然の触れ合い活動の場への影響とした。

(2) 予測地点

人と自然の触れ合い活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる範囲とした。

(3) 予測時期

予測時期は、人と自然の触れ合い活動の場に係る影響を的確に把握できる、ごみ処理施設の建物が完成した時期とした。

(4) 予測方法

対象事業の内容に基づき、人と自然の触れ合い活動の場の改変の程度を定性的に予測した。

(5) 予測結果

事業実施区域周辺の主要な人と自然の触れ合い活動の場としては、事業実施区域西側に長良川河川敷があり、ランニング、サイクリング、ラジコン等、レクリエーションの場としての利用がなされている。

本事業により長良川河川敷での土地の改変や新たな施設の建設はない。また、事業実施区域周辺道路の改変もないため、人と自然の触れ合い活動の場へのアクセス経路もほとんど変化しないことから改変後の土地及び工作物の存在による影響は小さいと予測する。なお、騒音・振動の予測結果より施設の稼働による周辺環境への影響は小さいとされることから、人と自然の触れ合い活動の場への影響も小さくなるものと考えられる。

8.16.3 評価

(1) 評価の手法

対象事業に係る環境影響を、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

(2) 評価の結果

予測結果によれば、改変後の土地及び工作物の存在による人と自然の触れ合い活動の場への影響は、騒音・振動等の環境保全措置の実施により、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減されているものと評価する。

8.17 景観

8.17.1 調査

(1) 調査項目

調査項目は、主要な景観要素の状況及び眺望の状況とした。

(2) 調査期間

調査期間は、表 8.17-1に示すとおりである。

景観要素の季節による変化を把握できるように四季に実施した。

表 8.17-1 景観調査期間

調査項目	調査期間
景観	冬季:平成31年 2月 17日 春季:令和元年 5月 10日 夏季:令和元年 8月 3日 秋季:令和元年10月 16日

(3) 調査地点

景観の調査地点は図 8.17-1 に示すとおりであり、不特定多数の人々が利用し得る場所 6 地点とした。

(4) 調査方法

調査地点から写真撮影等の現地調査による情報収集並びに当該資料の整理及び解析により行った。

(5) 調査結果

主要な景観要素の変化、眺望地点からの視界の変化は、表 8.17-2(1)～(6)に示すとおりである。



凡 例



事業実施区域



景観調査地点



1 : 35,000

0 1km

この地図は、国土交通省国土地理院発行の2.5万分の1地形図を基に作成した。

図 8.17-1 景観調査地点

	冬 季 平成 31 年 2 月 17 日	視点の概要 事業実施区域の方向と 距離: 北西 約 150m
	春 季 令和元年 5 月 10 日	景観要素の状況 事業実施区域から南東に約 150m 離れた工場 脇からの景観であり、事 業実施区域方向を眺望 することができる。 調査地点では、近景の 草地や長良川左岸堤防 の色の変化が景観の季 節変化として確認でき る。
	夏 季 令和元年 8 月 3 日	
	秋 季 令和元年 10 月 16 日	

表 8.17-2(1) 景観要素及び眺望の状況(St.1)

	冬季 平成 31 年 2 月 17 日	視点の概要 事業実施区域の方向と 距離: 北西 約 600m
	春季 令和元年 5 月 10 日	景観要素の状況 事業実施区域から南東に約 600m 離れた横手東公園からの景観であり、手前の樹木や建物に阻害されて見通しは良くなく、事業実施区域方向は視認できない。 調査地点では、樹林間にわずかにみられる耕作地（水田）の色の変化が季節変化として確認できる。
	夏季 令和元年 8 月 3 日	
	秋季 令和元年 10 月 16 日	

表 8.17-2 (2) 景観要素及び眺望の状況(St.2)

	冬季 平成 31 年 2 月 17 日	視点の概要 事業実施区域の方向と 距離:南西 約 800m
	春季 令和元年 5 月 10 日	景観要素の状況 事業実施区域から北東に約 800m 離れた長良川の堤防上からの景観であり、事業実施区域方向を眺望することができる。 調査地点では、長良川堤防上の草地、河川敷の草地、樹林の色の変化が景観の季節変化として確認できる。
	夏季 令和元年 8 月 3 日	
	秋季 令和元年 10 月 16 日	

表 8.17-2 (3) 景観要素及び眺望の状況(St.3)

	冬季 平成 31 年 2 月 17 日	視点の概要 事業実施区域の方向と 距離: 北 約 1,300m
	春季 令和元年 5 月 10 日	景観要素の状況 事業実施区域から南に約 1,300m 離れた長良川の堤防からの景観であり、集落越しに事業実施区域方向を眺望することができる。 調査地点では、長良川堤防法面及び羽島市資源物ストックヤード敷地内の草地や民家の植栽の色の変化が景観の季節変化として確認できる。
	夏季 令和元年 8 月 3 日	
	秋季 令和元年 10 月 16 日	

表 8.17-2 (4) 景観要素及び眺望の状況(St.4)

	冬 季 平成 31 年 2 月 17 日	視点の概要 事業実施区域の方向と 距離: 東 約 750m
	春 季 令和元年 5 月 10 日	景観要素の状況 事業実施区域から西に約 750m 離れた長良川の堤防からの景観であり、長良川越しに事業実施区域方向が眺望できる。 調査地点では、長良川河川敷の草地や樹林、堤防上の草地の色の変化が景観の季節変化として確認できる。
	夏 季 令和元年 8 月 3 日	
	秋 季 令和元年 10 月 16 日	

表 8.17-2 (5) 景観要素及び眺望の状況(St.5)

	冬季 平成 31 年 2 月 17 日	視点の概要 事業実施区域の方向と 距離:南 約 1,000m
	春季 令和元年 5 月 10 日	景観要素の状況 事業実施区域から北に約 1,000m 離れた長良川の堤防からの景観であり、長良川越しに事業実施区域方向を眺望することができる。 調査地点では、長良川河川敷の草地や樹林、耕作地の色の変化が景観の季節変化として確認できる。
	夏季 令和元年 8 月 3 日	
	秋季 令和元年 10 月 16 日	

表 8.17-2 (6) 景観要素及び眺望の状況(St.6)

8.17.2 予測

(1) 予測項目

工作物の存在による主要な景観要素の変化及び眺望地点からの視界の変化とした。

(2) 予測地点

1) 主要な景観要素の変化

景観構成要素及び主要な眺望点について環境影響を受けるおそれがあると認められる図8.17-1の地点とした。

2) 眺望地点からの視界の変化

眺望地点からの視界の変化の予測地点は施設の工場棟が視認できると考えるSt.1、St.3、St.4、St.5、St.6の5地点とした。

(3) 予測時期

予測時期は、ごみ処理施設の建物が完成した時期とした。

また、眺望点からの視界の変化については、季節により景観構成要素及び主要な眺望景観が変化することから、四季を対象とした。

(4) 予測方法

1) 主要な景観要素の変化

景観構成要素及び主要な眺望点については、直接改変の有無等を把握したうえ、事例の引用及び解析により行った。

2) 眺望地点からの視界の変化

主要な眺望景観については、事業計画に基づいてフォトモンタージュを作成することにより視覚的な変化の予測を行った。

(5) 予測結果

1) 主要な景観要素の変化

予測地域における景観構成要素としては、事業実施区域北側では東海道新幹線、南側では長谷虎紡績平方工場及び名神高速道路、西側では長良川左岸堤防がある。

本事業による事業実施区域以外での改変はないことから景観要素や主要な眺望点の変化ないと予測する。

2) 眺望地点からの視界の変化

予測地点からの景観の変化の状況は、表 8.17-3(1)～(5)に示すとおりである。

	現況	予測結果
冬季		
春季		
夏季		
秋季		

施設の工場棟、管理棟及び煙突が視認できるようになるが、景観に違和感や圧迫感を与えることがないようなデザインや色彩にし、敷地境界に植栽をほどこすことで、景観への影響は低減されると予測する。

表 8.17-3(1) 眺望景観予測結果(St.1)

	現況	予測結果
冬季		
春季		
夏季		
秋季		
<p>施設の工場棟及び煙突が視認できるようになるが、工場棟の大部分は手前の民家の竹林に遮られる。景観に違和感や圧迫感を与えることがないようなデザインや色彩にすることで周辺景観との調和が図られ、影響が低減されると予測する。</p>		

表 8.17-3 (2) 眺望景観予測結果(St.3)

	現況	予測結果
冬季		
春季		
夏季		
秋季		

施設の工場棟及び煙突が視認できるようになるが、工場棟の下部は名神高速道路の植栽に遮られ視認できない。景観に違和感を与えることがないようなデザインや色彩にすることで、影響が低減されると予測する。

表 8.17-3(3) 眺望景観予測結果(St.4)

	現況	予測結果
冬季		
春季		
夏季		
秋季		

施設の工場棟及び煙突が視認できるようになるが、背景に高層建築物が多数見られることから影響は小さいと予測する。また、周辺景観に配慮したデザインや色彩にすることで、影響が低減される。

表 8.17-3(4) 眺望景観予測結果(St.5)

	現況	予測結果
冬季		
春季		
夏季		
秋季		
<p>施設の工場棟及び煙突が視認できるようになるが、景観に違和感や圧迫感を与えることがないようデザイン、色彩に配慮することで周辺景観との調和が図られ、影響が低減されると予測する。</p>		

表 8.17-3(5) 眺望景観予測結果(St.6)

8.17.3 環境保全措置

施設の存在による景観の環境影響を実行可能な範囲でできる限り回避・低減するための環境保全措置は、表 8.17-4に示すとおりである。

表 8.17-4 環境保全措置(施設の存在)

環境保全措置	実施主体	効果及び措置による環境の変化	不確実性の程度	措置に伴い生ずるおそれのある影響
敷地外周への植栽をする。	事業者	周辺景観との調和が図られ、影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。
景観に違和感や圧迫感を与えることがないよう、「羽島市景観計画」及び「羽島市景観形成ガイドライン」を踏まえて、デザインや色彩に配慮する。	事業者	視覚的印象を和らげ、景観への影響の低減が期待できる。	小さいと考える。	特になし。

8.17.4 評価

(1) 評価の手法

1) 環境への影響の回避・低減に係る評価

対象事業に係る環境影響を、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかについて評価した。

2) 環境基準等との整合性に係る検討

施設の存在による景観の環境影響は、「羽島景観計画」（平成30年策定）及び「羽島市景観形成ガイドライン」に記載の良好な景観の形成に関する方針等と予測結果を比較した。

(2) 評価の結果

1) 環境への影響の回避・低減に係る評価

予測結果によれば、施設の存在による景観への違和感は軽減されることから、環境影響の程度は小さいと判断される。さらに、表 8.17-4に示す環境保全措置を確実に実施することから、施設の存在に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。

2) 環境基準等との整合性に係る検討

予測結果によれば、「羽島市景観計画」及び「羽島市景観形成ガイドライン」を踏まえて、施設は建築物外壁の意匠、色彩を配慮し、景観への違和感を軽減することで良好な景観の形成に努めていることから、「羽島市景観計画」等に基づく良好な景観の形成に関する方針との整合性が図られている。